

議第二号

とくしま藍の日を定める条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年十二月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 木南征美殿

とくしま藍の日を定める条例の一部を改正する条例
とくしま藍の日を定める条例（平成二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

とくしま藍の日及び徳島県の色を定める条例

第一条中「設ける」を「設けるとともに、徳島県の色を定める」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

（徳島県の色）

第五条 藍色を徳島県の色とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

県民の藍に対する関心と理解を深め、本県の藍に関する文化の継承及び産業の振興を図り、あわせて国内外に向けたその魅力の発信に資するため、徳島県の色を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年十二月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 木南征美殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成三十年四月から平成三十一年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第4号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年12月14日

提出者 文教厚生委員長 原井 敬

徳島県議会議長 木南征美 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を確保し、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

平成30年度国予算の概算要求では、「新学習指導要領の円滑な実施」と「学校における働き方改革」を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、「小学校における専科指導」や「中学校における生徒指導体制の強化」、「主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化」などに必要な定数増の要求がなされているが、これらの課題に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる「人材確保法」は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためにには、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

協力要望先

県選出国會議員